

今後の広域行政体制のあり方について (中間報告)

参考資料編

兵 庫 県
今後の広域行政体制のあり方研究会

平成 25 年 10 月

目 次

今後の広域行政体制のあり方研究会設置要綱	1
今後の広域行政体制のあり方研究会委員名簿	2
検討の経過	3
現行の都道府県体制の能力の検証	5
道州制等に関する意識調査	12
・ アンケート調査票（市町長）	
・ アンケート調査票（市町議会議員）	
・ アンケート調査票（商工会議所会頭・商工会会長）	

今後の広域行政体制のあり方研究会 設置要綱

(設置)

第1条 国において道州制の導入に向けた検討が進むと予想されるなか、国主導の中央集権型道州制とならないよう、当事者としての地方からも今後のあるべき広域行政体制のあり方について発信していくため、「今後の広域行政体制のあり方研究会」（以下「研究会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について、検討を行う。

- (1) 国・地方を通じた統治機構のあり方
- (2) 道州制を議論するにあたっての前提条件

(組織)

第3条 研究会は、別表に掲げる6人の委員で構成する。

(座長)

第4条 研究会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選によって定める。

3 座長は、会務を総括し、研究会を代表する。

4 座長に事故がある場合、又は座長が欠けた場合は、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第5条 研究会の会議（以下「会議」という。）は、座長が召集する。

2 研究会は、必要に応じて随時開催する。

3 座長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席又は意見の陳情を求めることができる。

(謝金)

第6条 委員が研究会その他の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第7条 委員が研究会の職務を行うために、研究会に出席し、又は現地調査等のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により支給する額に相当する額とする。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、企画県民部広域行政課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月25日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成26年3月24日に限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、政策部長が招集する。

今後の広域行政体制のあり方研究会 委員名簿

氏 名(50音順)	職 名
北山 俊哉	関西学院大学法学部教授
小西 敦	京都大学大学院公共政策教育部教授
齊藤 慎	大阪学院大学経済学部教授
桜間 裕章	神戸新聞社論説委員長
鉢村 健	日本銀行神戸支店長
前田 高志(座長)	関西学院大学経済学部教授

検討の経過

研究会の開催

項目	日時・場所	協議内容
第1回研究会	平成25年4月25日(木) 18:00~20:00 ひょうご女性交流館	研究会での検討の方向性について 国の所管している内政に関する事務の県への移譲可能性調査について 兵庫県における平成の市町合併の効果と課題について
第2回研究会	平成25年5月30日(木) 9:30~11:30 西宮市市民交流センター	国の所管している内政に関する事務の県への移譲可能性調査の結果概要について 市町長等への道州制に関する意識調査について
第3回研究会	平成25年6月28日(金) 18:00~20:00 ひょうご女性交流館	移譲可能性調査の再検証結果について 市町長等への道州制に関する意識調査の結果概要について 中間報告案のポイントについて
第4回研究会	平成25年7月31日(水) 17:00~19:00 兵庫県町村会会議室	国の基準設定権限の地方への移譲可能性調査について 中間報告案について
第5回研究会	平成25年9月19日(木) 9:30~11:30 ひょうご女性交流館	中間報告案について

調査 現行の都道府県体制の能力の検証の実施

項目	調査期間	調査内容
第1回調査	平成25年5月~6月	調査対象事務について、県単独で取組む場合と、広域連合など複数府県合同で取組む場合の移譲の可否について調査
第2回調査	平成25年6月~7月	調査対象事務の実施にあたり、国と地方(県・広域連合)がどのような役割を担うべきかについて検証
参考調査	平成25年8月~9月	対象事務の実施にあたり必要となる、基準の地方での設定可能性について調査

調査 道州制等に関する意識調査の実施

調査対象	調査期間	調査方法
市町長	平成 25 年 6 月 3 日照会 平成 25 年 6 月 12 日締め切り	調査の趣意書、調査票をメールにて対象者に送付、回収
市町議会議員	平成 25 年 6 月 3 日照会 平成 25 年 8 月 2 日締め切り	
商工会議所会頭 商工会会長	平成 25 年 6 月 3 日照会 平成 25 年 6 月 12 日締め切り	

市町長ヒアリングの実施

団体名	日時・場所	ヒアリング対象者
尼崎市	平成 25 年 7 月 25 日(木) 15 : 30 ~ 16 : 15 尼崎市役所	稲村 和美 市長 (面談者 : 前田座長)
多可町	平成 25 年 7 月 26 日(金) 15 : 45 ~ 16 : 30 兵庫県町村会会議室	戸田 善規 町長 (面談者 : 前田座長)
新温泉町	平成 25 年 8 月 19 日(月) 11 : 45 ~ 12 : 30 新温泉町役場	岡本 英樹 町長 (面談者 : 前田座長)
赤穂市	平成 25 年 8 月 19 日(月) 16 : 00 ~ 17 : 00 赤穂市役所	豆田 正明 市長 (面談者 : 前田座長)

現行の都道府県体制の能力の検証

分野	事務	地方で実施すべき事務				国で実施すべき事務
		県で実施すべき事務		広域連合で実施すべき事務		
		広域連合が担う一定の役割				
社会資本整備	1 高速自動車国道の設置・管理	1 高速自動車国道の設置・管理 ・府県内の高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕等 （参考 高速自動車国道のうち、新直轄方式以外(有料道路方式)については、高速道路会社で管理）	1 複数府県にわたる場合の工事实施の進捗調整等 ・設置、管理区間が複数府県にわたる場合の工事实施の進捗調整等 ・構成団体間の利害調整、各都市をつなぐ全国ネットワークの形成に資する場合の連合間の調整			
		人員移管：要 財源移譲：要	人員移管：要 財源移譲：要			
	2 一般国道の管理	1 一般国道の管理 ・府県内の一般国道の新設、改築、維持、修繕等	1 複数府県にわたる場合の工事实施の進捗調整等 ・管理区間が複数府県にわたる場合の工事实施の進捗調整等 ・構成団体間の利害調整、各都市をつなぐ全国ネットワークの形成に資する場合の連合間の調整			
		人員移管：要 財源移譲：要	人員移管：要 財源移譲：要			
	3 一級河川の管理	1 一級河川の管理 ・府県内の一級河川の新設、改築、維持、修繕等	1 複数府県にわたる場合の工事实施の進捗調整等 ・管理区間が複数府県にわたる場合の工事实施の進捗調整等 ・構成団体間の利害調整、広域連合の区域を越える場合の連合間の調整			
		人員移管：要 財源移譲：要	人員移管：要 財源移譲：要			
5 砂防設備の管理	1 砂防設備の管理 ・府県内の砂防設備の新設、改築、維持、修繕等	1 複数府県にわたる場合の工事实施の進捗調整等 ・利害関係が複数府県にわたる場合の工事实施の進捗調整等 ・構成団体間の利害調整、広域連合の区域を越える場合の連合間の調整				
	人員移管：要 財源移譲：要	人員移管：要 財源移譲：要				
6 保安林の指定	1 保安林の指定 ・水源の涵養、土砂の流出・崩壊の防備等、公益的機能を発揮する上で特に重要な森林を保安林として指定	1 重要な流域における保安林の指定の調整 ・複数府県にわたる流域、その他重要な流域における保安林の指定の場合の国土保全上、広域的な見地からの調整				
	人員移管：不要 財源移譲：不要	人員移管：要 財源移譲：要				

現行の都道府県体制の能力の検証

分野	事務	地方で実施すべき事務				国で実施すべき事務
		県で実施すべき事務		広域連合が担う一定の役割	広域連合で実施すべき事務	
		人員移管：要	財源移譲：要			
社会資本整備	7 都市公園の管理	1 都市公園の管理 ・都市計画施設である公園又は緑地等について、その設置、管理	1 複数府県にわたる都市公園の管理における調整 ・複数府県にわたる都市公園の管理にかかる府県間の調整			
		人員移管：要 財源移譲：要	人員移管：要 財源移譲：要			
	8 都市計画（市街化区域と市街化調整区域の区分）	1 市街化区域と市街化調整区域の区分 ・都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときには、市街化区域と市街化調整区域の区分を設定 (市街化区域：すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域 市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域)	1 複数府県にわたる区域区分の設定にあたっての調整 ・構成団体間の利害調整、広域連合の区域を超える場合の連合間での調整			
	人員移管：不要 財源移譲：不要	人員移管：不要 財源移譲：不要				
環境	9 土地改良事業	1 土地改良事業の実施 ・農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、管理、廃止又は変更、区画整理、農用地の造成、埋立又は干拓等	1 広域の優良農業地域を対象とした土地改良事業の進捗調整等 ・広域的な優良農地については、国が定める実施方針に沿った事業実施が必要であることから、事業実施にあたっての進捗調整等			1 広域連合毎の土地改良事業の実施方針 ・全国ベースでの食料の安定生産の確保のため、国が長期的な視点で、広域連合毎の土地改良事業の実施方針を設定
		人員移管：要 財源移譲：要	人員移管：要 財源移譲：要			
	10 オゾン層破壊物質の規制	1 オゾン層破壊物質の製造許可、指導監督 ・特定物質（オゾン層を破壊する物質であり政令で定めるもの）を製造しようとする者に対して、その種類及び規制年度ごとに、当該規制年度において製造しようとする数量の許可 ・許可製造業者に対する指導監督	1 オゾン層破壊物質の製造許可等にあたっての調整 ・製造許可にあたり、広域連合毎に配分された製造数量枠が遵守されているかについての広域的な視点でのチェック ・事業範囲が広域連合の区域を超える事業者を対象とする場合の連合間の調整			1 特定物質の規制のため製造数量の配分 ・特定物質の製造数量は、条約等に基づき、国全体の数量が決定されていることから、地方で製造許可を行うため、広域連合毎に製造数量を配分
	人員移管：要 財源移譲：要	人員移管：要 財源移譲：要				
	11 フロン類の排出抑制	1 フロン類破壊業者の許可、指導監督 ・フロン類が冷媒として充填されている機器のフロン類の破壊を業として行う者の事業所毎に営業許可、指導監督	1 フロン類破壊業者の許可、指導監督にあたっての調整 ・破壊業者の事業範囲が複数府県にわたる場合の府県間の調整 ・事業範囲が広域連合の区域を超える場合の連合間の調整			1 フロン類の排出抑制に関する指針 ・国際的協力のもとで取り組むべきオゾン層保護や地球温暖化防止を推進するため、その原因となるフロン類の排出抑制について、国全体の状況を把握した上で指針策定
		人員移管：要 財源移譲：要	人員移管：要 財源移譲：要			

現行の都道府県体制の能力の検証

分野	事務	地方で実施すべき事務				国で実施すべき事務
		県で実施すべき事務		広域連合で実施すべき事務		
			広域連合が担う一定の役割			
環境	12 大気汚染防止対策	事務の内容が基準設定であるため、地方の担うべき事務は無し				1 規制基準設定にあたり必要な調査結果の提供 ・有害物質等の使用実態や汚染状態、人の健康への影響や生活環境への影響等について全国の工場や事業場等を対象に調査を実施し、調査結果を県（広域連合）へ提供
	13 水質汚濁防止対策	事務の内容が基準設定であるため、地方の担うべき事務は無し				1 一律排水基準設定にあたり必要な調査結果の提供 ・有害物質等の使用実態や汚染状態、人の健康への影響や生活環境への影響等について全国の工場や事業場等を対象に調査を実施し、調査結果を県（広域連合）へ提供
産業・経済	14 中小小売商業高度化事業 ・基本的な事項の策定、事業計画の認定 ・認定事業への指導助言	1 基本的事項の策定 ・県内の課題、実情に応じた基本的事項の策定 2 認定中小小売商業高度化事業者への指導助言（必要な資金の確保・融通、必要な指導助言等） ・県内の課題、実情に応じて指導助言 3 中小小売商業高度化事業計画の認定				
	16 地域経済活性化（産業クラスター政策の展開）				1 地域新産業戦略推進事業（事業実施連合体への補助） ・広域経済圏において産学官等の関係機関で形成された連合体への支援 ・構成団体間の利害調整、広域連合の区域を超える場合の連合間の調整	

現行の都道府県体制の能力の検証

分野	事務	地方で実施すべき事務				国で実施すべき事務	
		県で実施すべき事務		広域連合が担う一定の役割			広域連合で実施すべき事務
		人員移管：不要	財源移譲：不要	人員移管：不要	財源移譲：不要		
産業・経済	17 伝統的工芸品産業の振興	1 振興計画の認定 ・伝統工芸品の産業の振興を図り、地域経済の発展に寄与するため、伝統工芸品を製造する事業者を構成員とする事業協同組合等が作成する振興計画の認定		1 複数府県にわたる振興計画の認定にあたっての調整 ・複数府県にわたる伝統的工芸品が指定された場合の府県間の調整			
		人員移管：不要	財源移譲：不要	人員移管：不要	財源移譲：不要		
	18 旅行業の登録	1 第1種、第2種、第3種旅行業及び旅行者代理業に係る登録事務 ・旅行業又は旅行者代理業を営む場合に必要となる登録事務		1 第1種、第2種、第3種旅行業及び旅行者代理業に係る登録にあたっての調整 ・営業所が複数府県にわたって設置されている場合の府県間の調整 ・営業所が全国にわたって設置されている場合の連合間の調整			
		人員移管：要	財源移譲：要	人員移管：要	財源移譲：要		
	19 国際観光ホテル及び旅館の登録			1 国際観光ホテル、旅館の登録 広域連合での登録により、登録ホテル・旅館に関する情報を広域的に発信できるため効果的			
					人員移管：要	財源移譲：要	
	20 農業協同組合の設立認可	1 農業協同組合の設立認可 ・農業協同組合を設立しようとする発起人から認可申請があった場合の設立認可		1 複数府県にわたる設立認可にあたっての調整 ・県域を越える農協の設立にかかる関係府県間の調整 ・広域連合の区域を越える場合の連合間の調整			
		人員移管：不要	財源移譲：不要	人員移管：不要	財源移譲：不要		
	21 農地転用の許可	1 農地転用の許可 ・農地を農地以外のものに転用する場合の許可					
		人員移管：不要	財源移譲：不要				

現行の都道府県体制の能力の検証

分野	事務	地方で実施すべき事務		国で実施すべき事務	
		県で実施すべき事務			
		広域連合が担う一定の役割	広域連合で実施すべき事務		
産業・経済	22 指定漁業の許可			1 指定漁業の許可 ・国により配分された広域連合毎の漁獲量、船隻数に基づき、連合間で調整のうえ指定漁業の許可	1 指定漁業の許可にあたり必要な漁獲量、船隻数を配分 ・指定漁業の操業範囲は大西洋、ロシア水域等広域に及び、国際漁場の適正な資源管理、有効利用促進の観点から、漁獲量や船隻数の制限など、政府間取り決めの遵守が求められることから、国際協定等に基づき、漁獲量、船隻数を配分
				人員移管：要 財源移譲：要	
交通・通信	23 旅客自動車運送事業の許可（バス・タクシー等）			1 旅客自動車運送事業の許可 ・事業者の多くが複数府県にわたって運行しており、スケールメリットや事業者の利便性を考慮し、広域連合で事業許可 ・広域連合の区域を超えて運航する場合の連合間の調整	
				人員移管：要 財源移譲：要	
交通・通信	24 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可			1 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可 ・乗合事業者の多くが複数府県にわたるバスを運行しており、スケールメリットや事業者の利便性を考慮し、広域連合で認可 ・広域連合の区域を超えて運行するバスの場合の連合間の調整	
				人員移管：要 財源移譲：要	
交通・通信	25 貨物自動車運送事業の許可（トラック等）			1 貨物自動車運送事業の許可 ・事業者の多くが複数府県にわたって運行しており、スケールメリットや事業者の利便性を考慮し、広域連合で事業許可 ・広域連合の区域を超えて運航する場合も連合間の調整	
				人員移管：要 財源移譲：要	

現行の都道府県体制の能力の検証

分野	事務	地方で実施すべき事務		国で実施すべき事務
		県で実施すべき事務		
		広域連合が担う一定の役割	広域連合で実施すべき事務	
交通・通信	26 旅客定期航路事業の許可			1 旅客定期航路事業の許可 ・事業者の多くが複数府県にわたって運航しており、スケールメリットや事業者の利便性を考慮し、広域連合で事業許可 ・広域連合の区域を超えて運航する場合の連合間の調整 人員移管：要 財源移譲：要
	27 内航海運業の許可			1 内航海運業の登録 ・事業者の多くが複数府県にわたって運航しており、スケールメリットや事業者の利便性を考慮し、広域連合で登録 ・広域連合の区域を超えて運航する場合の連合間の調整 人員移管：要 財源移譲：要
	28 自動車の新規登録	1 自動車の新規登録 自動車の所有権の移転等の効果は、全国に及ぶべきものであることから、各府県で登録した効果が全国にも及ぶような仕組み作りが必要 人員移管：要 財源移譲：要		
雇用・労働	29 職業安定	1 無料職業紹介事業の実施 職業紹介業務の求人検索等については、全国ネットワークの維持が必要となることから、国による「総合的雇用情報システム」の維持・継続が前提 人員移管：要 財源移譲：要		
	30 職業訓練	1 職業能力開発大学校等の設置、運営（既に府県で運営しているもの） ・現状でも府県で設置、運営している職業能力開発大学校、職業能力開発校等について、引き続き設置、運営 人員移管：不要 財源移譲：不要	1 国から移管を受ける基幹的な施設について、設置・管理に関する条例を規定 2 職業能力開発大学校等の設置、運営（国から移管を受ける基幹的な施設） ・これまで国で運営されていた規模が大きく学生も広域から集まることが想定される職業能力開発大学校等の設置、運営 人員移管：要 財源移譲：要	

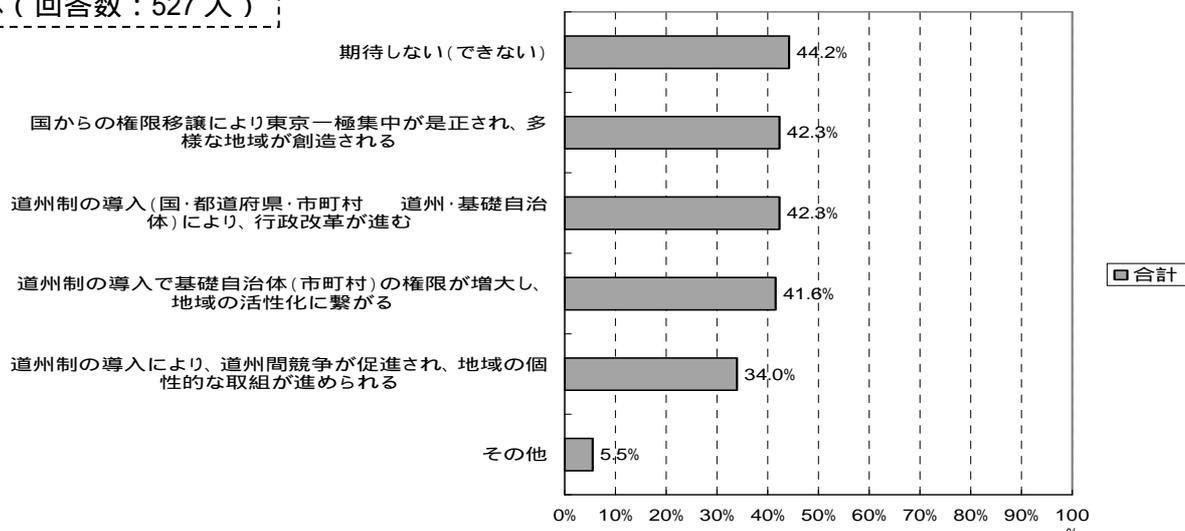
現行の都道府県体制の能力の検証

分野	事務	地方で実施すべき事務				国で実施すべき事務
		県で実施すべき事務		広域連合で実施すべき事務	広域連合が担う一定の役割	
		人員移管	財源移譲			
雇用・労働	31 労使紛争の解決	斡旋、調整及び仲裁 争議地が全国にわたる場合は関係団体との調整が必要（前提として関係労委のうち一つの労委を指定する規定が必要）				
		人員移管：不要	財源移譲：不要			
安全・防災	32 予防・危険物規制	1 危険物設置の許可 ・製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者に対する設置許可		1 複数府県にわたる危険物設置の許可にあたっての調整 ・危険物が複数府県にわたる場合の関係府県間の調整 ・危険物が広域連合の区域を越える場合の連合間の調整		
		人員移管：不要	財源移譲：不要		人員移管：要	財源移譲：要
福祉・健康	33 水道事業認可	1 水道事業等の認可 ・水道事業を営もうとする者に対する経営認可		1 水道事業等の認可にあたっての調整 ・水道事業の実施主体は市町村であり複数府県にわたる事業は想定しにくい、発生した場合は認可主体等について調整		
		人員移管：不要	財源移譲：不要		人員移管：不要	財源移譲：不要

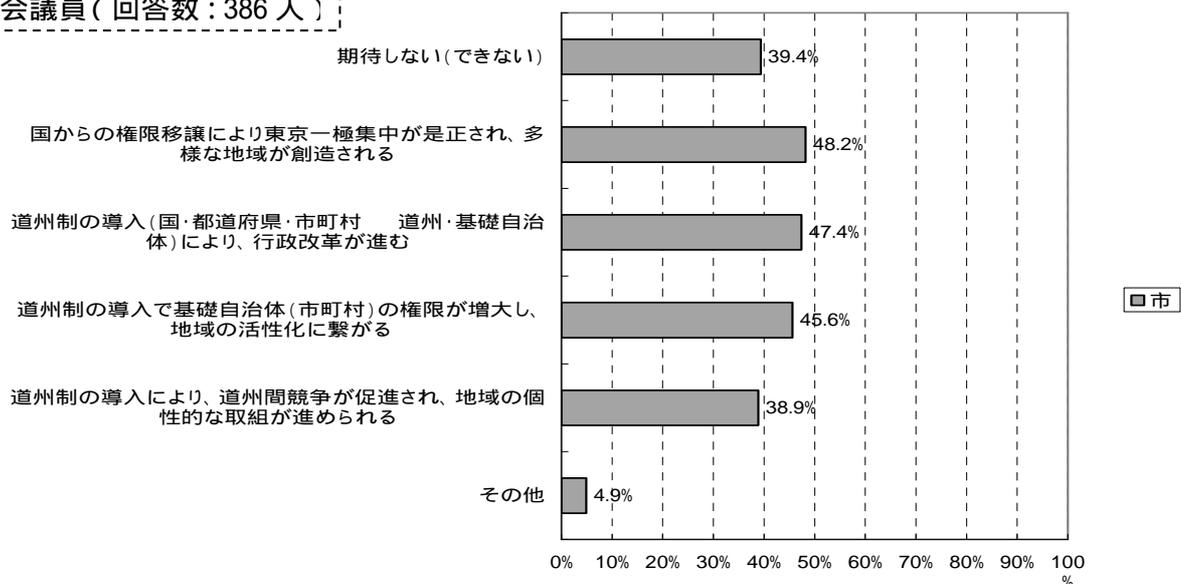
道州制等に関する意識調査

道州制への評価【市町議会議員】(複数回答)

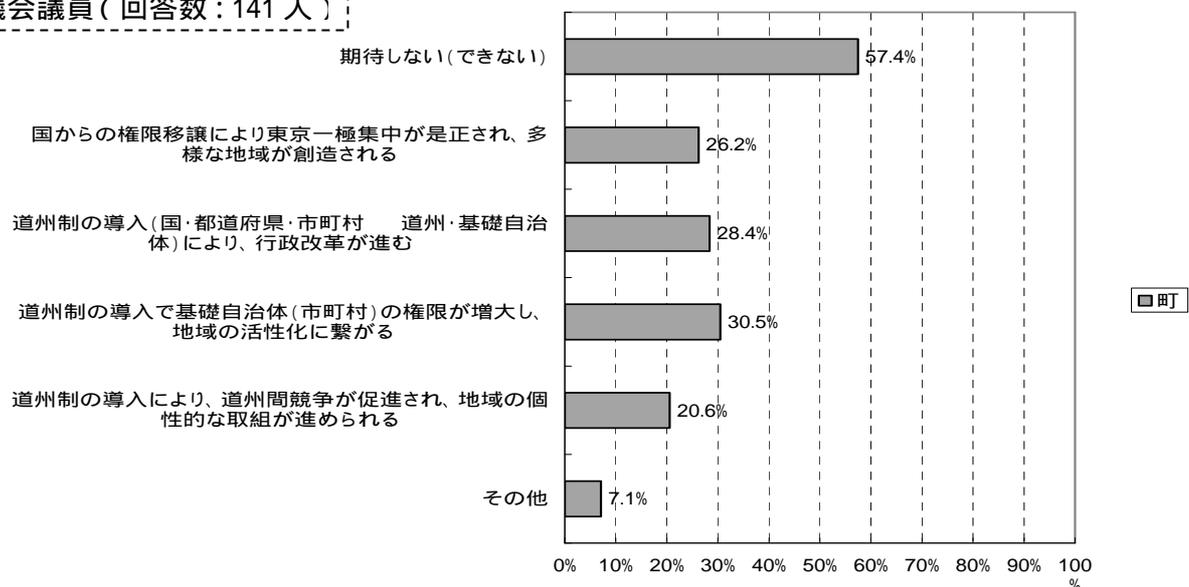
全体(回答数: 527人)



市議会議員(回答数: 386人)

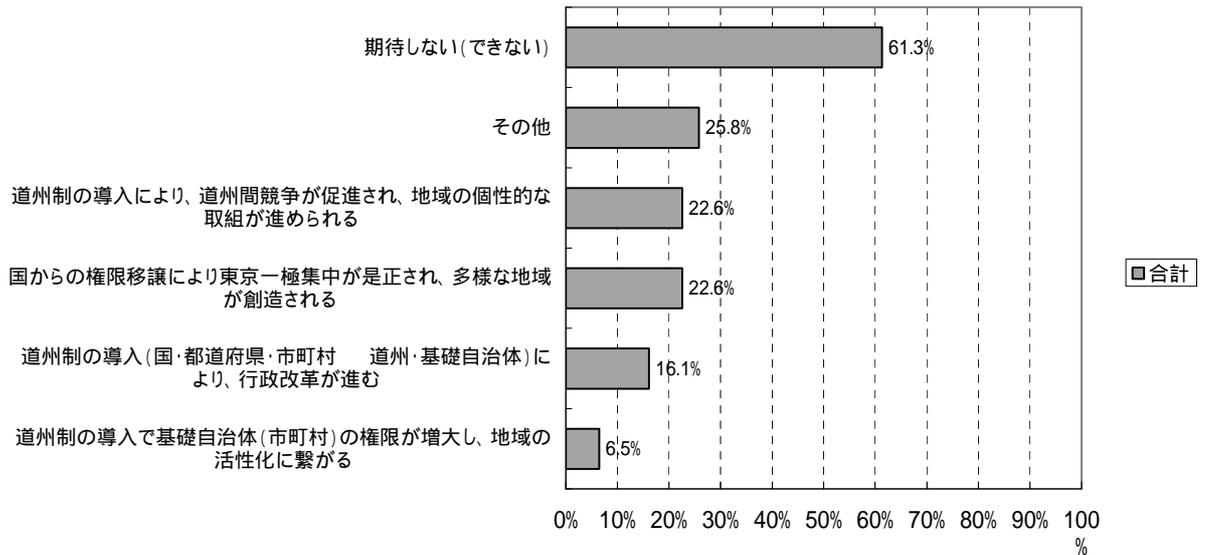


町議会議員(回答数: 141人)

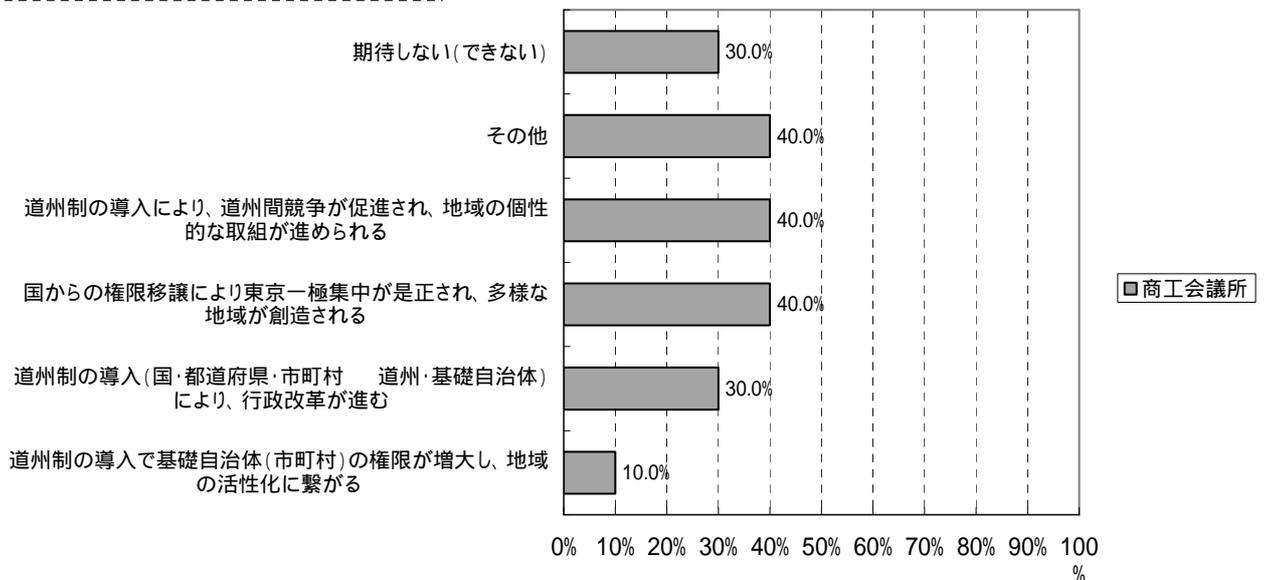


道州制への評価【商工会議所会頭・商工会会長】(複数回答)

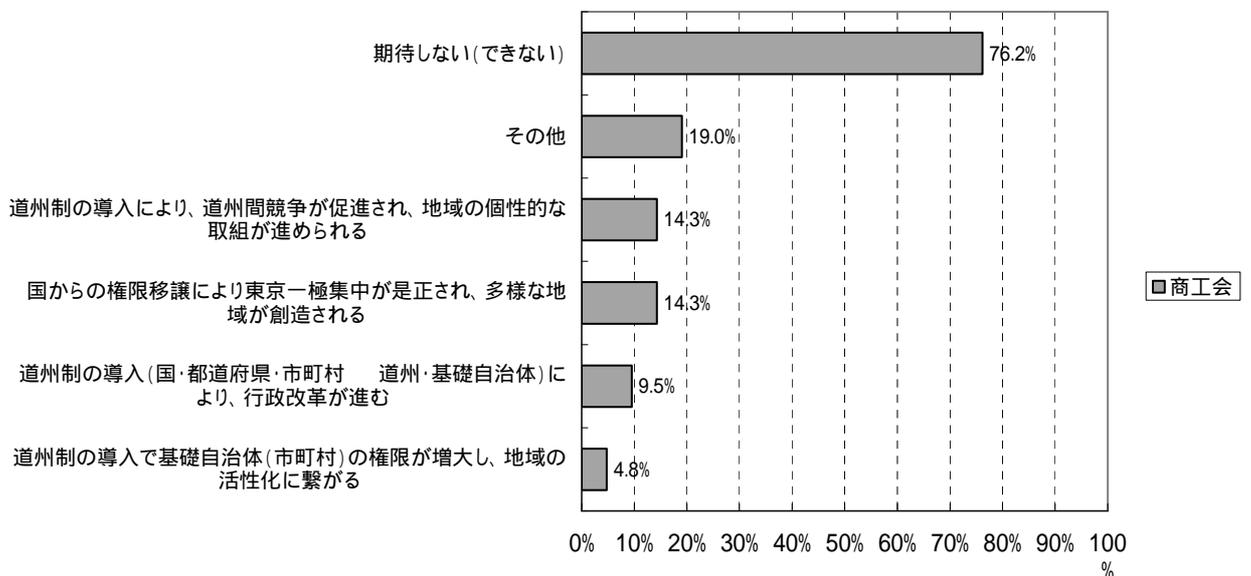
全体(回答数: 31 団体)



商工会議所会頭(回答数: 10 団体)

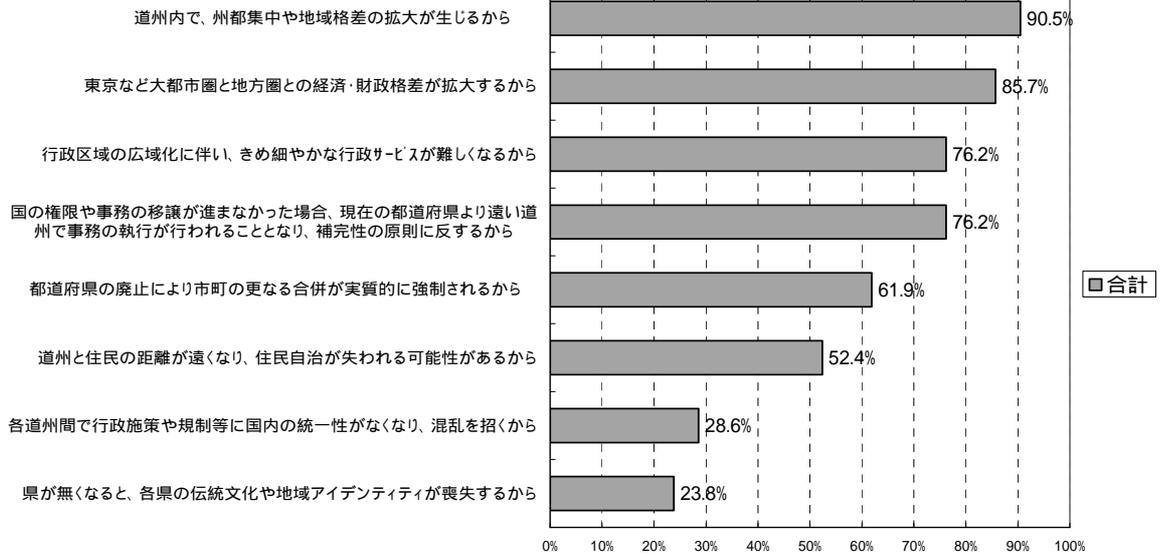


商工会会長(回答数: 21 団体)

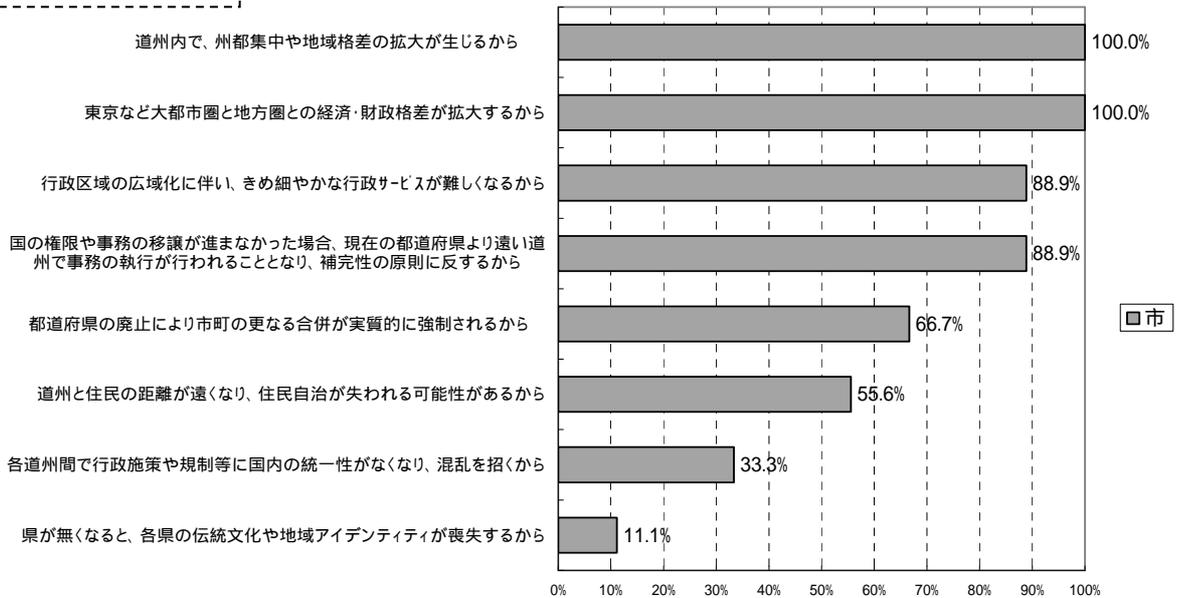


道州制への不安点【市町長】(複数回答)

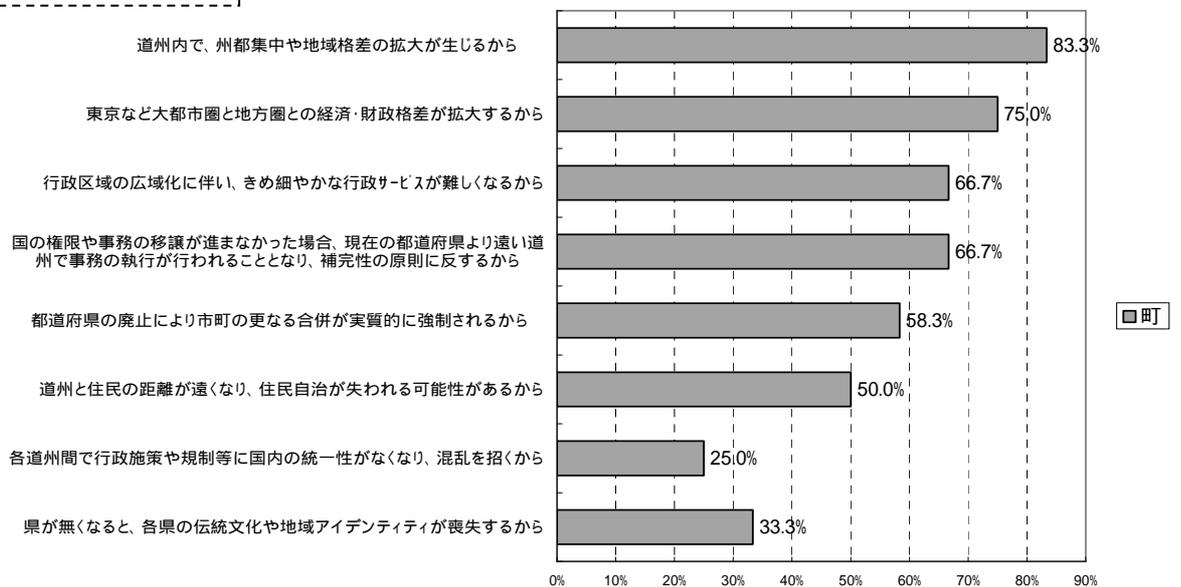
全体(回答数: 21 団体)



市(回答数: 9 団体)

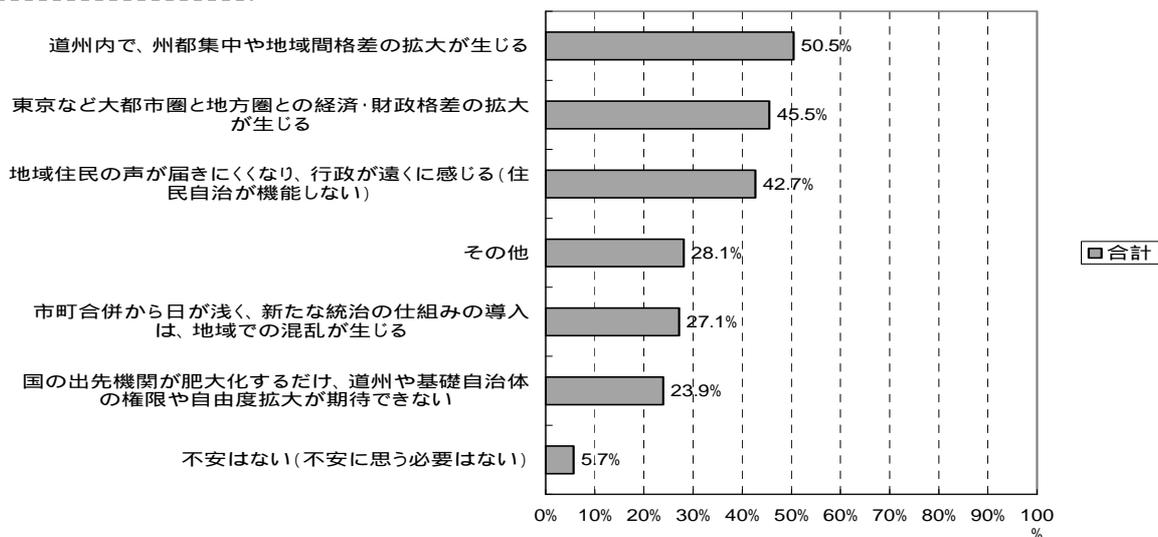


町(回答数: 12 団体)

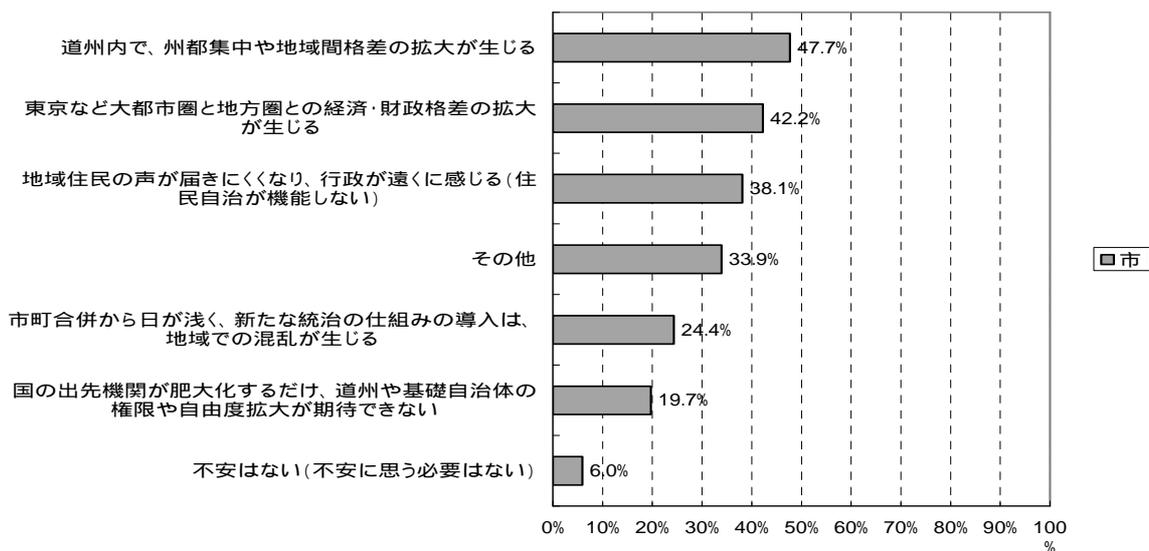


道州制への不安点【市町議会議員】(複数回答)

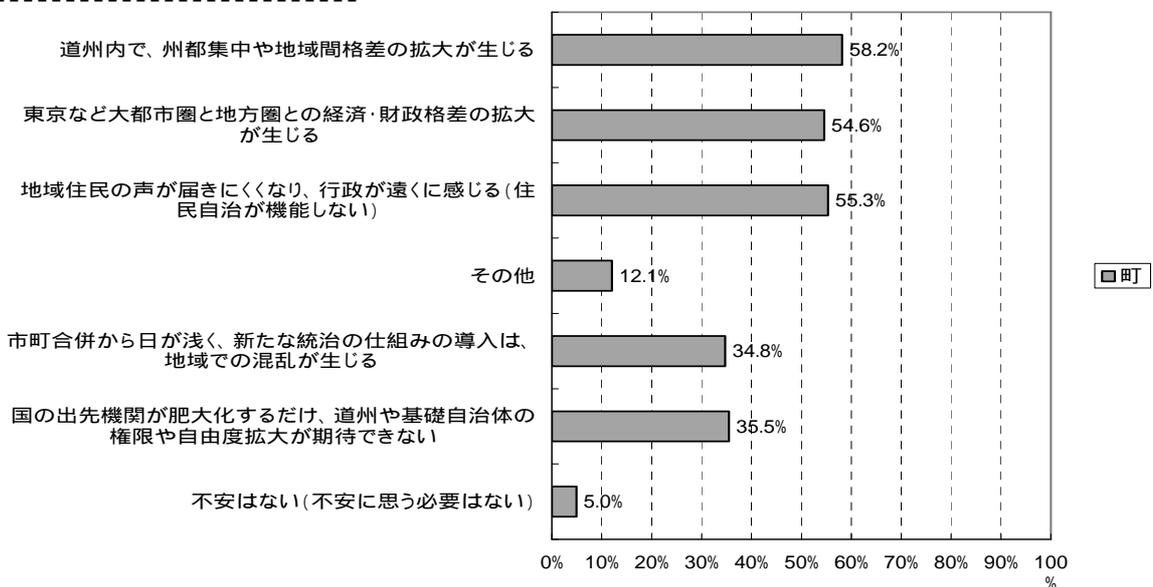
全体(回答数: 527人)



市議会議員(回答数: 386人)

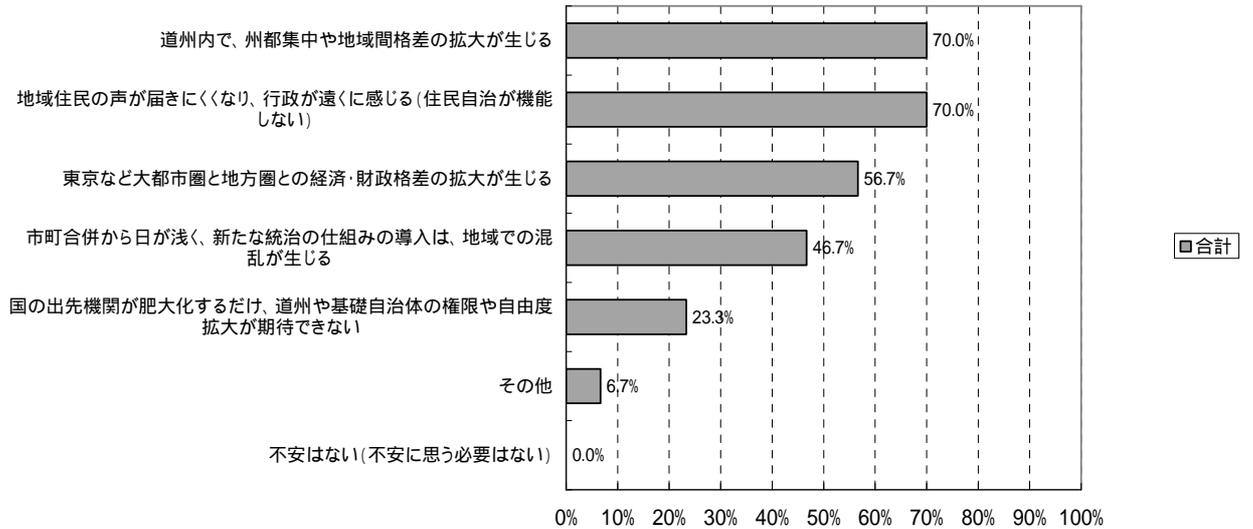


町議会議員(回答数: 141人)

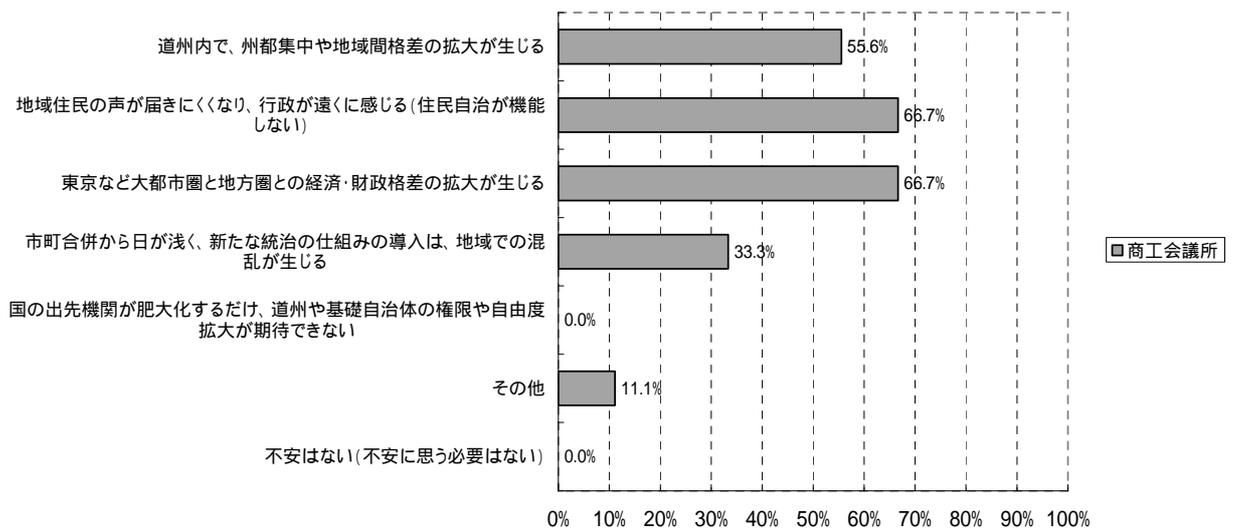


道州制への不安点【商工会議所会頭・商工会会長】(複数回答)

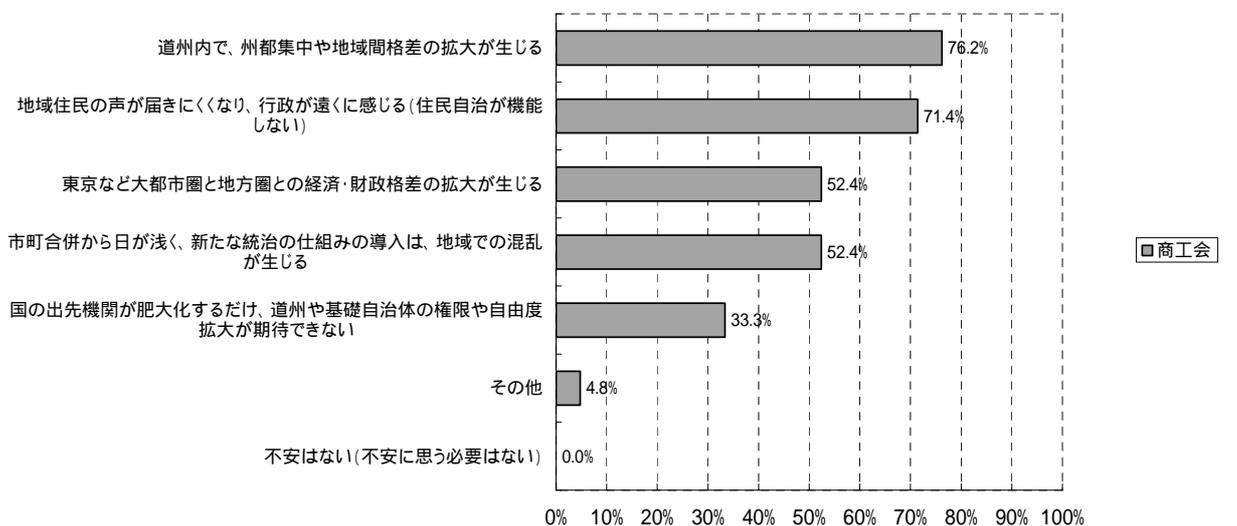
全体(回答数: 30 団体)



商工会議所会頭(回答数: 9 団体)

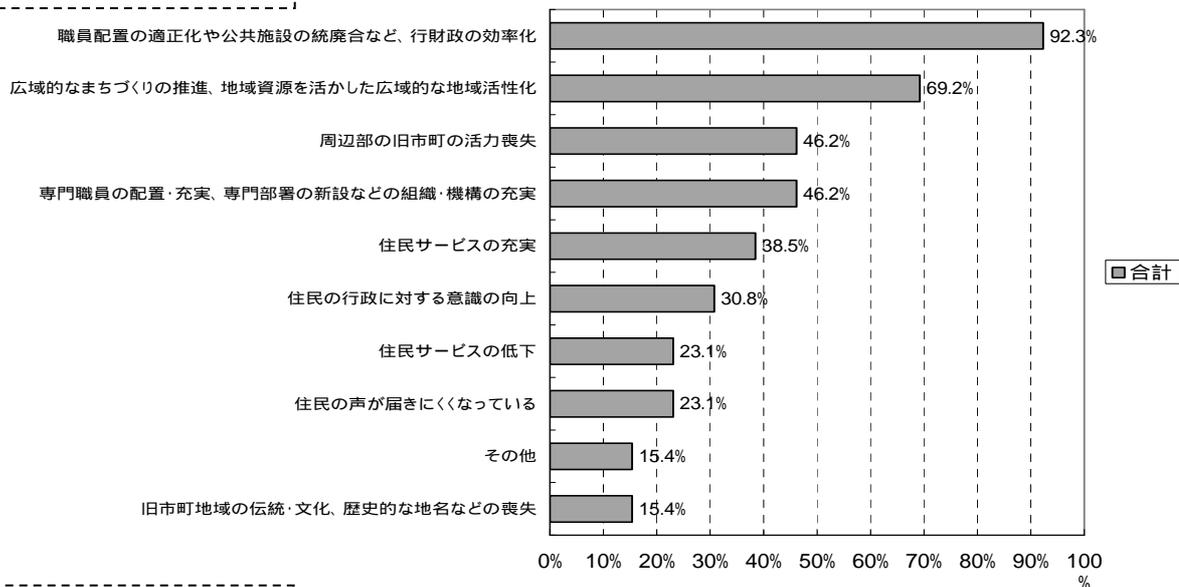


商工会会長(回答数: 21 団体)

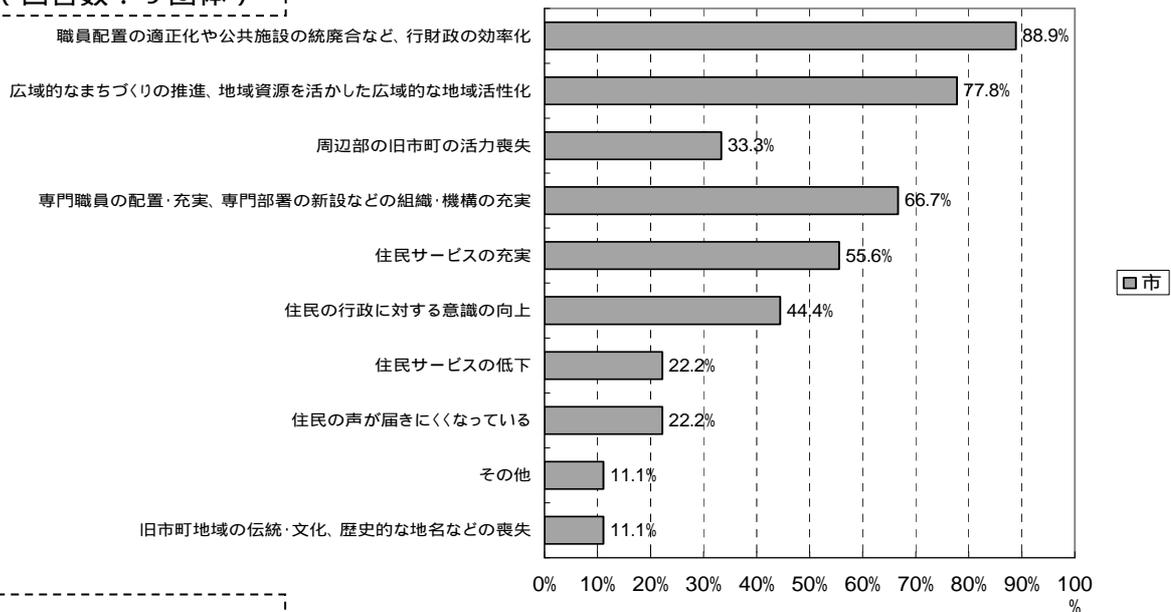


平成の大合併への評価【市町長】(複数回答)

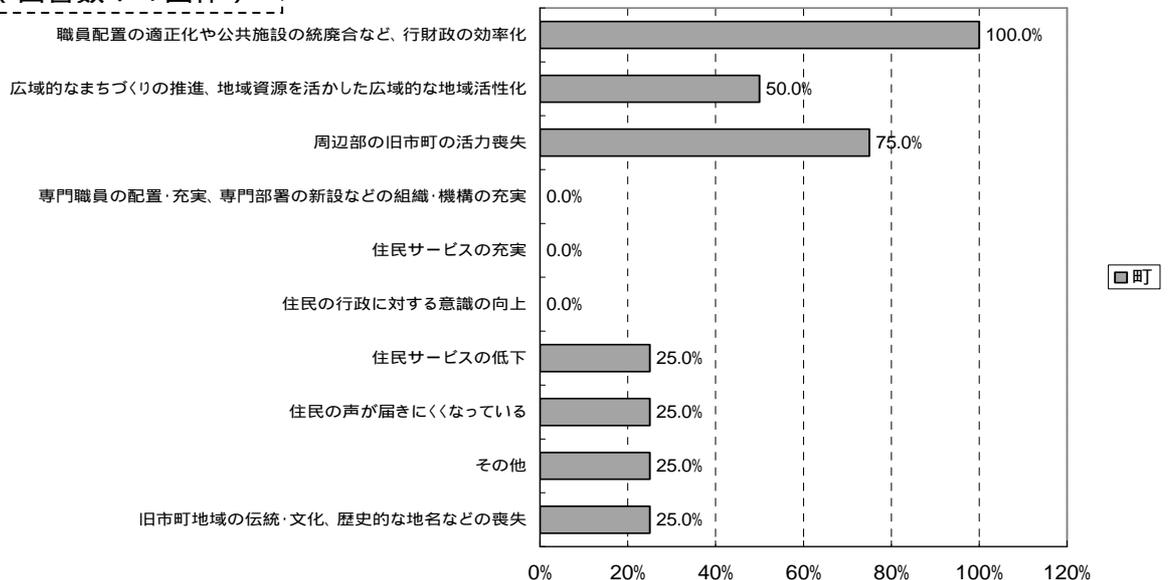
全体(回答数: 13 団体)



市(回答数: 9 団体)

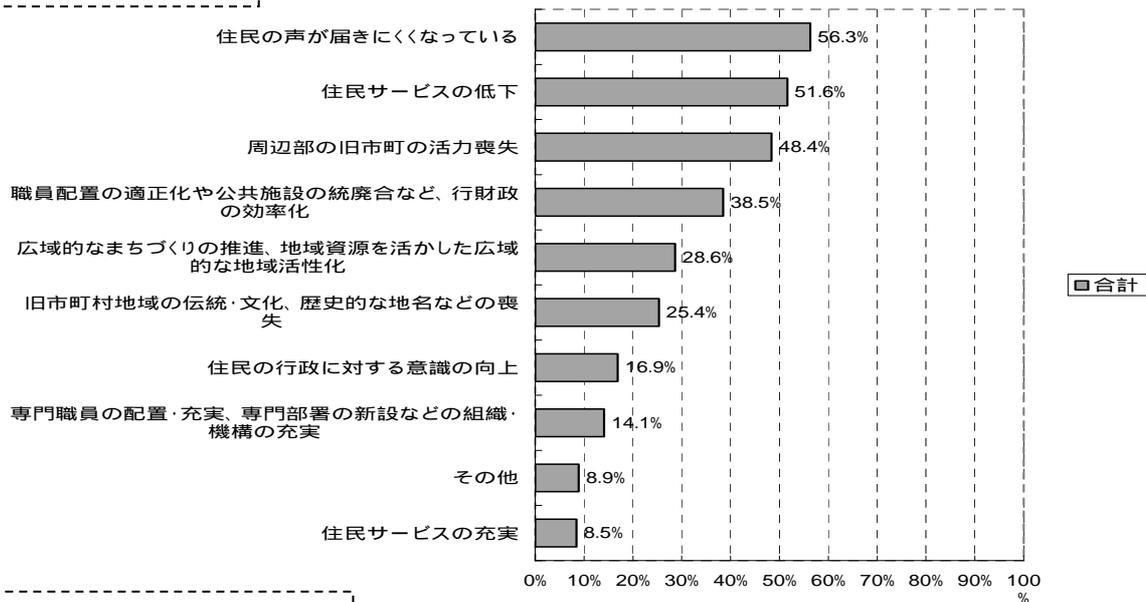


町(回答数: 4 団体)

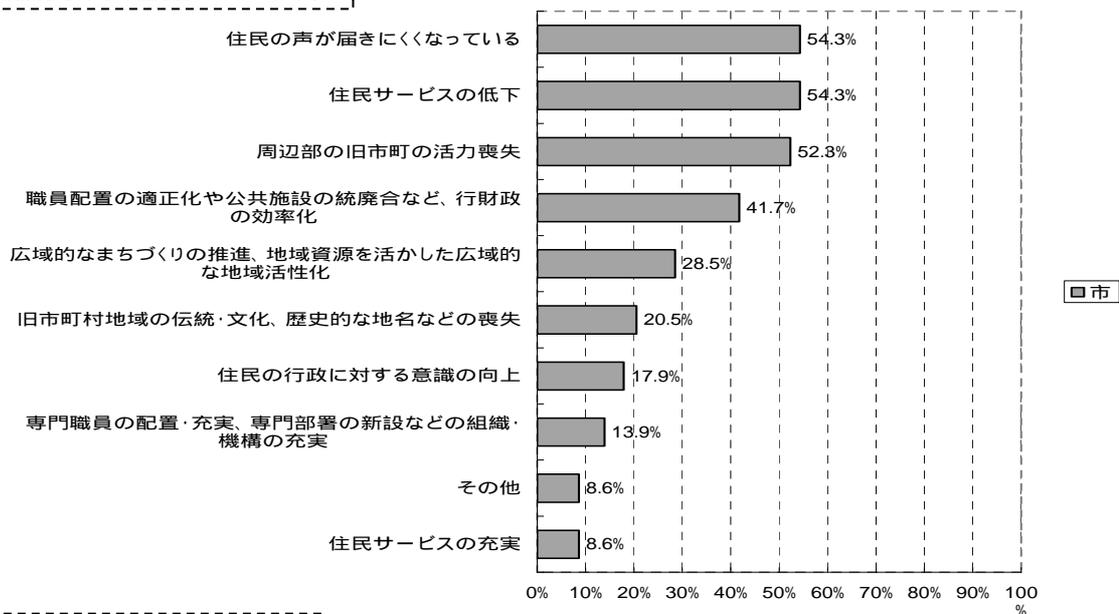


平成の大合併への評価【市町会議議員】(複数回答)

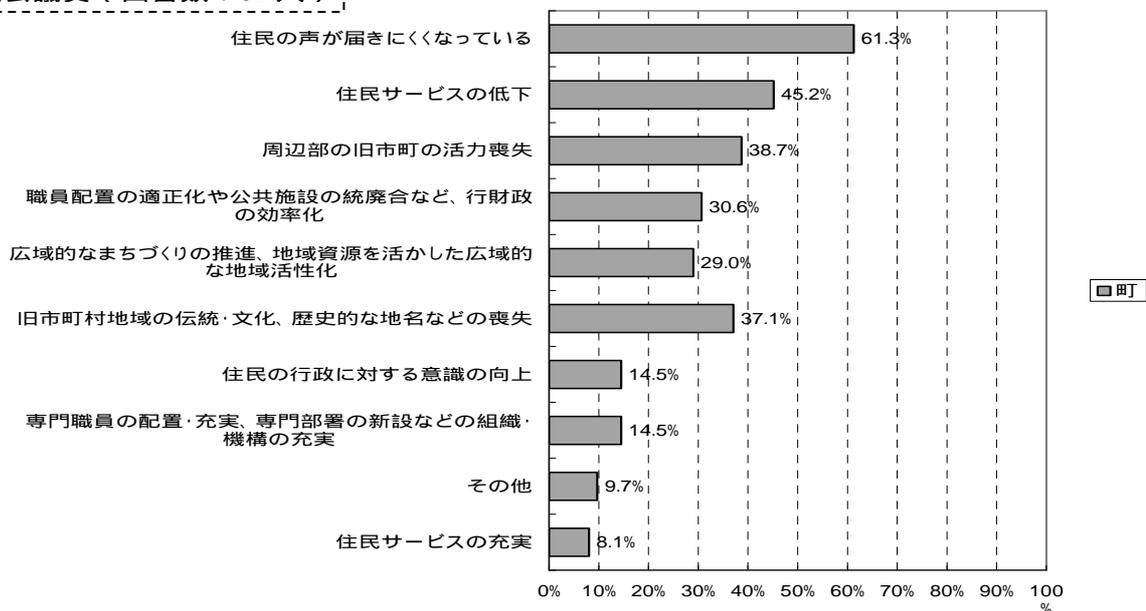
全体 (回答数: 213人)



市議会議員 (回答数: 151人)

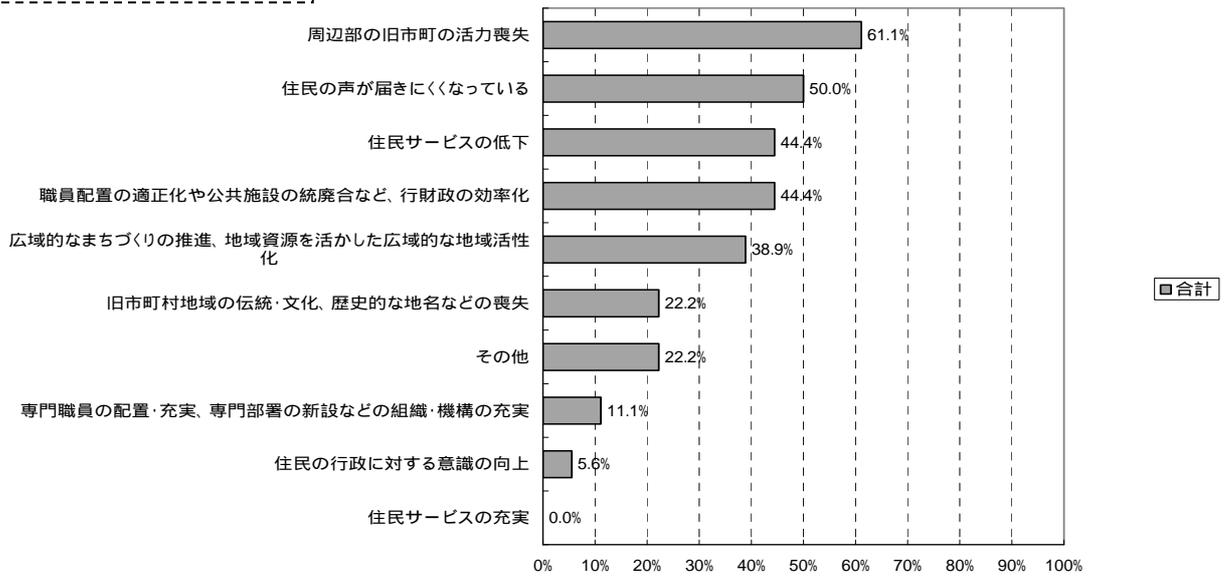


町議会議員 (回答数: 62人)

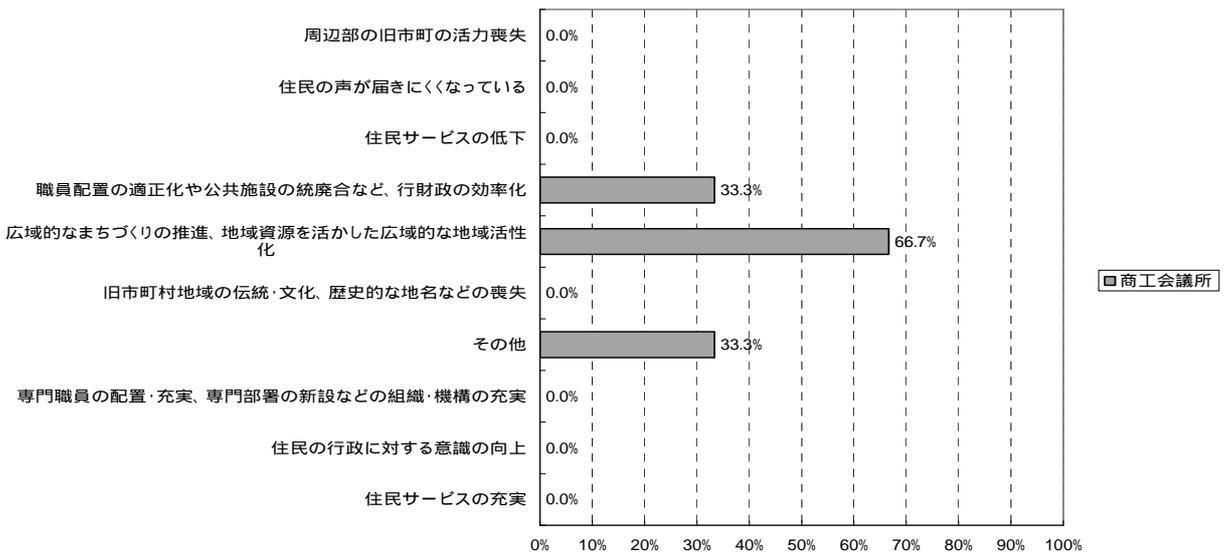


平成の大合併への評価【商工会議所会頭・商工会会長】(複数回答)

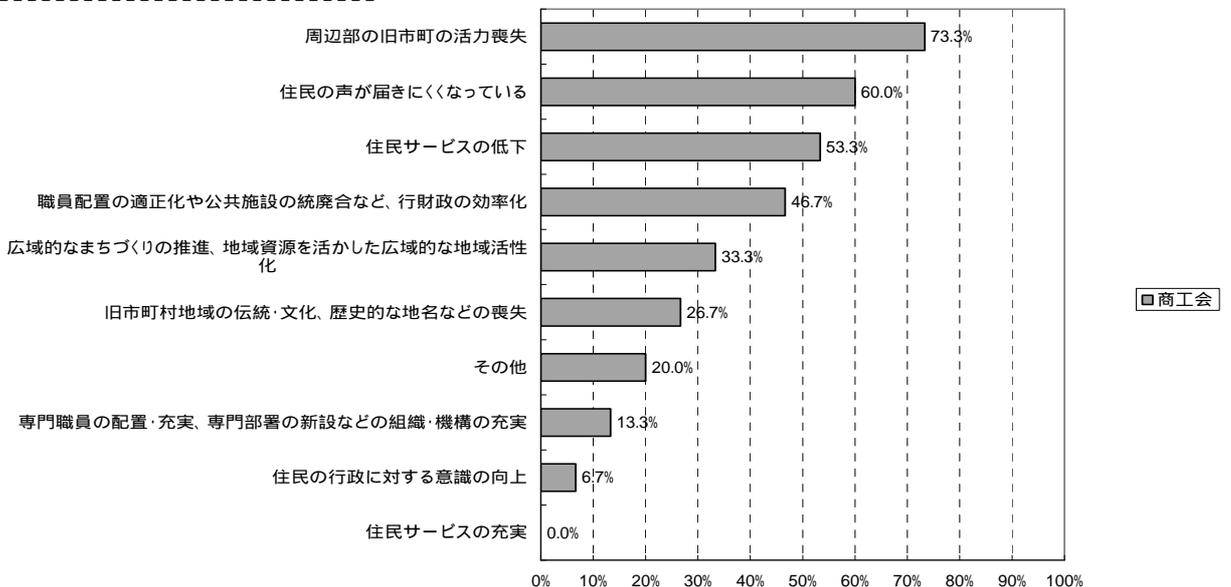
全体(回答数: 18 団体)



商工会議所会頭(回答数: 3 団体)



商工会会長(回答数: 15 団体)



道州制等に関する市町長アンケート調査票

回答期日

平成25年6月12日(水)

提出先

以下の2つのアドレス宛にご提出下さい。(市長会、町村会宛に返送しないでください)

akiko.arimoto@pref.hyogo.lg.jp

koikigyosei@pref.hyogo.lg.jp

お願い事項

調査結果については、集計処理のうえ、兵庫県「今後の広域行政体制のあり方研究会」の中間報告書にて、公表させていただきます。なお、回答内容が、個人が特定されるような形で外に出ることはございません。

記入にあたっての留意事項

□のセルに入力してください。

数字による回答は全て半角で入力してください。

行を増やしたりしないでください。セルの幅を変えるのは結構です。

「集計用」シート及び「コード」シートは、入力や削除をしないでください。

調査表の提出について

次のとおり名前を変更して電子メールで御提出ください。

ファイル名： 市の場合 「00. 市.xls」

メール件名： 市の場合 「00 市道州制意識調査」

調査回答者

市町名	
回答者名	

問い合わせ先

所 属	課
氏 名	
電話番号	×××-××××-××××
メー ル	

「道州制基本法案（骨子案）」で議論されている「道州制」について

問1 道州制導入と地方分権

道州制を導入することにより、中央集権体制が見直され、道州及び基礎自治体を中心とする地方分権体制が構築されるとお考えですか。該当するものを1つだけ選択してください。
番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 地方分権体制が構築される	<input type="checkbox"/>	問1 - 1にお進み下さい
2 地方分権体制は構築されない	<input type="checkbox"/>	問1 - 2にお進み下さい
3 その他（下記記載欄に内容記載）	<input type="checkbox"/>	

その他の理由

問1 - 1 道州制により地方分権体制が構築される理由

問1で1と回答された方にお尋ねします。道州制の導入により地方分権体制が構築されると考えるのはなぜですか。該当するものをすべて選択してください。
番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 道州からの権限移譲により、基礎自治体が住民にかかる事務を全て責任を持って対応できるようになるため、地域の実情・住民ニーズに即した行政サービスの提供が可能となるから	<input type="checkbox"/>
2 国からの権限移譲により、政治や行政が住民に身近になり受益と負担の関係が明確化するから	<input type="checkbox"/>
3 東京の一極集中の是正により多様性のある国土と生活の構築がされるから	<input type="checkbox"/>
4 重複行政の解消などによる行財政改革が実現されるから	<input type="checkbox"/>
5 道州の地域経営による広域経済文化圏が確立するから	<input type="checkbox"/>
6 国の役割を国家本来の機能に集中させることで、国家戦略や危機管理に強い中央政府が確立されるから	<input type="checkbox"/>
7 インフラ整備・サービス提供でスケールメリットが期待できるから	<input type="checkbox"/>
8 多様な政策の提示、道州相互間の競争による国全体の多様化・活性化が期待できるから	<input type="checkbox"/>
9 その他（下記記載欄に内容記載）	<input type="checkbox"/>

その他の内容

問1 - 2 道州制により地方分権体制が構築されない理由

問1で2と回答された方にお尋ねします。道州の設置による道州制の導入により地方分権体制が構築されないと考えるのはなぜですか。該当するものをすべて選択してください。
番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 道州内で、州都集中や地域格差の拡大が生じるから	<input type="checkbox"/>
2 東京など大都市圏と地方圏との経済・財政格差が拡大するから	<input type="checkbox"/>
3 行政区域の広域化に伴い、きめ細やかな行政サービスが難しくなるから	<input type="checkbox"/>
4 各道州間で行政施策や規制等に国内の統一性がなくなり、混乱を招くから	<input type="checkbox"/>
5 県が無くなると、各県の伝統文化や地域アイデンティティが喪失するから	<input type="checkbox"/>
6 国の権限や事務の移譲が進まなかった場合、現在の都道府県より遠い道州で事務の執行が行われることとなり、補完性の原則に反するから	<input type="checkbox"/>
7 都道府県の廃止により市町の更なる合併が実質的に強制されるから	<input type="checkbox"/>
8 道州と住民の距離が遠くなり、住民自治が失われる可能性があるから	<input type="checkbox"/>
9 その他（下記記載欄に内容記載）	<input type="checkbox"/>

その他の内容

問2 国の事務の道州への事務移譲について

骨子(案)では、国の役割は国家の存立の根幹に関わるもの等のほか「真に全国的な視点に立って行わなければならないものに極力限定」することとしておりますが、道州制を導入する場合、国から道州への事務移譲は本来どうあるべきと考えますか。該当するものを1つだけ選択してください。
番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 住民に身近な事務は、住民に身近な団体で行うとする補完性の原則から、国の内政に関する事務はすべて道州に移譲すべきである	<input type="checkbox"/>
2 内政に関する事務のうち、国全体で統一して実施すべき事務(均衡ある国土整備や教育・福祉の水準など)を除き、道州に移譲すべきである	<input type="checkbox"/>
3 現在、国の出先機関で実施している事務のみを道州に移譲すべきである	<input type="checkbox"/>
4 国の役割をこれ以上限定することは、かえって国際競争力の低下を招くことにつながることから、国の事務は道州に移譲すべきではない	<input type="checkbox"/>
5 その他(下記記載欄に内容記載)	<input type="checkbox"/>
その他の内容 <input type="text"/>	

問3 都道府県の廃止に伴う基礎自治体への事務移譲への対応

道州の設置による都道府県の廃止に伴い、骨子(案)では「住民に身近な事務は都道府県から基礎自治体へ大幅に承継」することとしておりますが、その場合、現行の貴団体で対応は可能と考えますか。該当するものを1つだけ選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

「都道府県から基礎自治体に承継される事務」とは、現在、政令市で行われている程度の事務を想定(児童相談所の設置、保健所の設置、土地区画整理組合の設立認可、産業廃棄物処理施設の設置許可、保育所の設置認可等)

1 現状での対応は可能	<input type="checkbox"/>	問3 - 1にお進み下さい 問3 - 1にお進み下さい
2 現状での対応は不可能	<input type="checkbox"/>	
3 現時点では不明	<input type="checkbox"/>	

問3 - 1 都道府県の廃止に伴う基礎自治体の合併について

問3で2、3と回答された方にお尋ねします。その場合、近隣市町と合併等を行い、団体規模を拡大する必要が考えますか。該当するものを1つだけ選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 積極的に合併を進めるべき	<input type="checkbox"/>	問3 - 3にお進み下さい
2 合併には消極的であるが、進めざるを得ない	<input type="checkbox"/>	
3 これ以上合併を進めるべきではない	<input type="checkbox"/>	
4 その他(下記記載欄に内容記載)	<input type="checkbox"/>	
その他の内容 <input type="text"/>		

問3 - 2 平成の大合併に対する評価

平成11年以降に市町合併をした市町の方のみお答え下さい。平成の大合併によって、どのような変化が生じた(または今後生じる)とお考えですか。該当するものをすべて選択していただいたうえ、それを踏まえた現状の取組や課題を記載してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 専門職員の配置・充実、専門部署の新設などの組織・機構の充実	<input type="checkbox"/>
2 住民サービスの充実	<input type="checkbox"/>
3 広域的なまちづくりの推進、地域資源を活かした広域的な地域活性化	<input type="checkbox"/>
4 職員配置の適正化や公共施設の統廃合など、行財政の効率化	<input type="checkbox"/>
5 住民の行政に対する意識の向上	<input type="checkbox"/>
6 周辺部の旧市町の活力喪失	<input type="checkbox"/>
7 住民の声が届きにくくなっている	<input type="checkbox"/>
8 住民サービスの低下	<input type="checkbox"/>
9 旧市町地域の伝統・文化、歴史的な地名などの喪失	<input type="checkbox"/>
10 その他(下記記載欄に内容記載)	<input type="checkbox"/>

その他の内容

【現状の取組・課題】

問3 - 3 基礎自治体における事務の増加に伴う対応方策

問3 - 1で3と回答された方にお尋ねします。道州の設置による都道府県の廃止に伴う基礎自治体への事務移譲に対し、合併以外の方法で対応する場合、どのような方法が望ましいとお考えですか。該当するものをすべて選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 法人の設立を要しない近隣自治体との簡便な水平補完の仕組みを活用(協議会・機関等の共同設置、事務の委託、定住自立圏など)	<input type="checkbox"/>
2 別法人の設立を要する近隣自治体との水平補完の仕組みを活用(一部事務組合、広域連合など)	<input type="checkbox"/>
3 道州による垂直補完	<input type="checkbox"/>
4 その他(下記記載欄に内容記載)	<input type="checkbox"/>

その他の内容

問4 広域自治体による垂直補完の方法

道州、都道府県を問わず、広域自治体による基礎自治体への垂直補完の方法として、どのような事を期待しますか。該当するものをすべて選択してください。
番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 職員派遣	<input type="checkbox"/>
2 事務の代行	<input type="checkbox"/>
3 事務の委託	<input type="checkbox"/>
4 その他（下記記載欄に内容記載）	<input type="checkbox"/>
その他の内容	
<input type="text"/>	

問5 垂直補完の主体としての広域自治体の規模

基礎自治体の垂直補完の主体としての広域自治体の規模について、どのようにお考えですか。該当するものを1つだけ選択してください。
番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 道州 の規模が適切	<input type="checkbox"/>	問5 - 1にお進み下さい
2 道州 の規模では不適切 道州とは、近畿圏では兵庫・福井・滋賀・京都・大阪・奈良・和歌山の区域を想定	<input type="checkbox"/>	

問5 - 1 垂直補完の主体としての広域自治体の適切な規模

問5で2と回答された方にお尋ねします。垂直補完の主体としての広域自治体の適切な規模をどのようにお考えですか。該当するものを1つだけ選択してください。
番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 現行の都道府県規模より小さい規模（下記記載欄に規模のイメージを具体的に記載）	<input type="checkbox"/>
規模のイメージ	<input type="text"/>
2 現行の都道府県規模	<input type="checkbox"/>
3 現行の都道府県を複数併せた規模（下記記載欄に規模のイメージを具体的に記載）	<input type="checkbox"/>
規模のイメージ	<input type="text"/>
4 その他（下記記載欄に内容記載）	<input type="checkbox"/>
その他の内容	
<input type="text"/>	

問6 道州制論議への地方の意見を反映させるための手法

今後、地方の意見を反映させて道州制の議論を進めていくためにはどのような手法が有効だと考えますか。該当するものをすべて選択してください。
番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 国と地方の協議に場による議論	<input type="checkbox"/>
2 骨子（案）に定める「道州制国民会議」における議論	<input type="checkbox"/>
3 地方六団体による提案活動	<input type="checkbox"/>
4 研究会等の設置による各自治体での研究活動	<input type="checkbox"/>
5 その他（下記記載欄に内容記載）	<input type="checkbox"/>
その他の内容	
<input type="text"/>	

____ 現行の都道府県制度への評価について

問7 現行都道府県制度の評価（自由記載）

通知文書に記載している今回の調査の背景や目的を踏まえて、現行都道府県制度の評価できる点、できない点について、具体的事例等を記載してください。

（評価できる点）

（評価できない点）

問8 都道府県制度改革の視点等（自由記載）

今後、都道府県制度を改革するにあたっての視点等について、お考えを自由に記載してください。

質問は以上です。ご協力頂きまして、ありがとうございました。

道州制等に関する市町議会議員アンケート調査票

回答期日

平成25年7月31日(金)

提出先

所属する市町の議会事務局にご提出下さい。

お願い事項

調査結果については、集計処理のうえ、兵庫県「今後の広域行政体制のあり方研究会」の中間報告書にて、公表させていただきます。なお、各市町議員の回答内容が、個人が特定されるような形で外に出ることはありません。

記入にあたっての留意事項

□のセルに入力してください。

数字による回答は全て半角で入力してください。

行を増やしたりしないでください。セルの幅を変えるのは結構です。

「集計用」シート及び「コード」シートは、入力や削除をしないでください。

調査回答者

市 町 名	
回 答 者 名	

問い合わせ先

所 属	課
氏 名	
電 話 番 号	××× - ×××× - ××××
メ ー ル	

「道州制基本法案（骨子案）」で議論されている「道州制」について

問1 道州制導入への期待

道州制を導入することについて、どのような点に期待されますか。該当するものをすべて選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 道州制の導入で基礎自治体（市町村）の権限が増大し、地域の活性化に繋がる	<input type="checkbox"/>
2 国からの権限移譲により東京一極集中が是正され、多様な地域が創造される	<input type="checkbox"/>
3 道州制の導入（国・都道府県・市町村 道州・基礎自治体）により、行政改革が進む	<input type="checkbox"/>
4 道州制の導入により、道州間競争が促進され、地域の個性的な取組が進められる	<input type="checkbox"/>
5 期待しない（できない） 問1 - 2にお進み下さい	<input type="checkbox"/>
6 その他（下記記載欄に内容記載）	<input type="checkbox"/>
その他の内容	
<input type="text"/>	

問1 - 1 道州制導入に期待する点を実現するために必要なこと

問1で選ばれた点を実現するために必要と思われる項目について、どのようにお考えですか。該当するものをすべて選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 道州や基礎自治体における施策の重点化	<input type="checkbox"/>
2 道州や基礎自治体における地域特性を活かした経済の活性化	<input type="checkbox"/>
3 道州や基礎自治体における権限・責任（財源・税源）の強化	<input type="checkbox"/>
4 道州制の導入後も、道州等による基礎自治体（市町村）をサポートする仕組み	<input type="checkbox"/>
5 その他（下記記載欄に内容記載）	<input type="checkbox"/>
その他の内容	
<input type="text"/>	

問1 - 2 道州制導入に期待しない（できない）理由

問1で5と回答された方にお尋ねします。道州制導入について、どのような点に期待しない（できない）とお考えですか。該当するものをすべて選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 国が権限を離さないから	<input type="checkbox"/>
2 基礎自治体（市町村）に実力がないから	<input type="checkbox"/>
3 道州に期待が持てないから	<input type="checkbox"/>
4 地域間格差が拡大する懸念があるから	<input type="checkbox"/>
5 その他（自由記載）	<input type="checkbox"/>
<input type="text"/>	

問2 道州制導入への不安

道州制を導入することについて、どのような点を不安に思われますか。該当するものをすべて選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 道州内で、州都集中や地域間格差の拡大が生じる	<input type="checkbox"/>
2 東京など大都市圏と地方圏との経済・財政格差の拡大が生じる	<input type="checkbox"/>
3 地域住民の声が届きにくくなり、行政が遠くに感じる（住民自治が機能しない）	<input type="checkbox"/>
4 市町合併から日が浅く、新たな統治の仕組みの導入は、地域での混乱が生じる	<input type="checkbox"/>
5 国の出先機関が肥大化するだけ、道州や基礎自治体の権限や自由度拡大が期待できない	<input type="checkbox"/>
6 不安はない（不安に思う必要はない）	問2 - 2にお進み下さい
7 その他（下記記載欄に内容記載）	<input type="checkbox"/>

その他の内容

問2 - 1 道州制導入への不安を解消するために必要なこと

問2で選ばれた不安を解消するために必要と思われる項目について、どのようにお考えですか。該当するものをすべて選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 基礎自治体（特に合併市町）に配慮した補完の仕組みの構築	<input type="checkbox"/>
2 州都周辺地域と州都から離れた地域の双方が発展できる補完の仕組みの構築	<input type="checkbox"/>
3 道州等の新たな統治機構の構築には、地域住民の意見がしっかり反映される十分な協議	<input type="checkbox"/>
4 道州等の新たな統治機構による運営には、地域住民の意見が届くような仕組みづくり	<input type="checkbox"/>
5 道州や基礎自治体で自由に意思決定できる権限と財源、人材の十分な移譲	<input type="checkbox"/>
6 その他（下記記載欄に内容記載）	<input type="checkbox"/>

その他の内容

問2 - 2 道州制導入に不安はない（不安に思う必要はない）理由

問2で6と回答された方にお尋ねします。道州制導入について、どのような点で不安はない（不安に思う必要はない）とお考えですか。該当するものをすべて選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 市町合併により、基礎自治体（市町村）の行政体制の機能は強化されているから	<input type="checkbox"/>
2 より一層の市町村合併が進み、行財政改革の推進が期待できるから	<input type="checkbox"/>
3 道州で大筋を決定し、基礎自治体と連携することが期待できるから	<input type="checkbox"/>
4 地域間格差の懸念があるものの、地域全体の底上げが図られるから	<input type="checkbox"/>
5 その他（下記記載欄に内容記載）	<input type="checkbox"/>

その他の内容

問3 都道府県の廃止に伴う基礎自治体への事務移譲への対応

道州の設置による都道府県の廃止に伴い、骨子（案）では「住民に身近な事務は都道府県から基礎自治体へ大幅に承継」することとされておりますが、その場合、現行の貴団体が所属する自治体の規模についてどのようにお考えですか。該当するものを1つだけ選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

「都道府県から基礎自治体に承継される事務」とは、現在、政令市で行われている程度の事務を想定（児童相談所の設置、保健所の設置、土地区画整理組合の設立認可、産業廃棄物処理施設の設置許可、保育所の設置認可等）

1 現行の市町の規模が適切		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2 現状の市町の規模では不適切	問3 - 1にお進み下さい	
3 現時点では不明	問3 - 1にお進み下さい	

問3 - 1 都道府県の廃止に伴う基礎自治体の合併について

問3で2、3と回答された方にお尋ねします。その場合、近隣市町と合併を行い、団体規模を拡大する必要あると考えますか。該当するものを1つだけ選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 積極的に合併を進めるべき	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2 合併には消極的であるが、進めざるを得ない	
3 これ以上合併を進めるべきではない	
4 その他（下記記載欄に内容記載）	
その他の内容	<input type="text"/>

問4 平成の大合併に対する評価

平成11年以降に市町合併をした市町の方のみお答え下さい。平成の大合併によって、貴団体においてどのような変化が生じた（または今後生じる）とお考えですか。該当するものをすべて選択してください。番号の項目欄に「1」を入力してください。

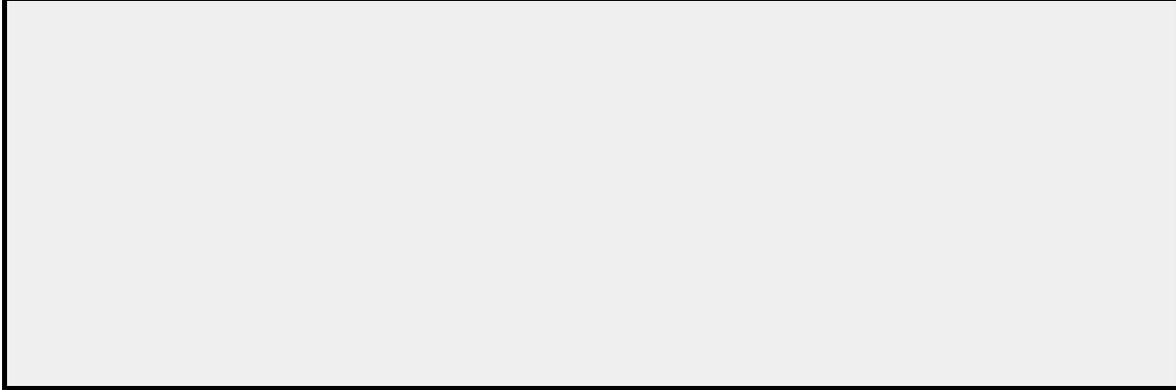
1 専門職員の配置・充実、専門部署の新設などの組織・機構の充実	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2 住民サービスの充実	
3 広域的なまちづくりの推進、地域資源を活かした広域的な地域活性化	
4 職員配置の適正化や公共施設の統廃合など、行財政の効率化	
5 住民の行政に対する意識の向上	
6 周辺部の旧市町の活力喪失	
7 住民の声が届きにくくなっている	
8 住民サービスの低下	
9 旧市町村地域の伝統・文化、歴史的な地名などの喪失	
10 その他（下記記載欄に内容記載）	
その他の内容	<input type="text"/>

現行の都道府県制度への評価について

問5 現行都道府県制度の評価（自由記載）

通知文書に記載している今回の調査の背景や目的を踏まえて、現行都道府県制度の評価できる点、できない点について、具体的事例等を記載してください。

（評価できる点）

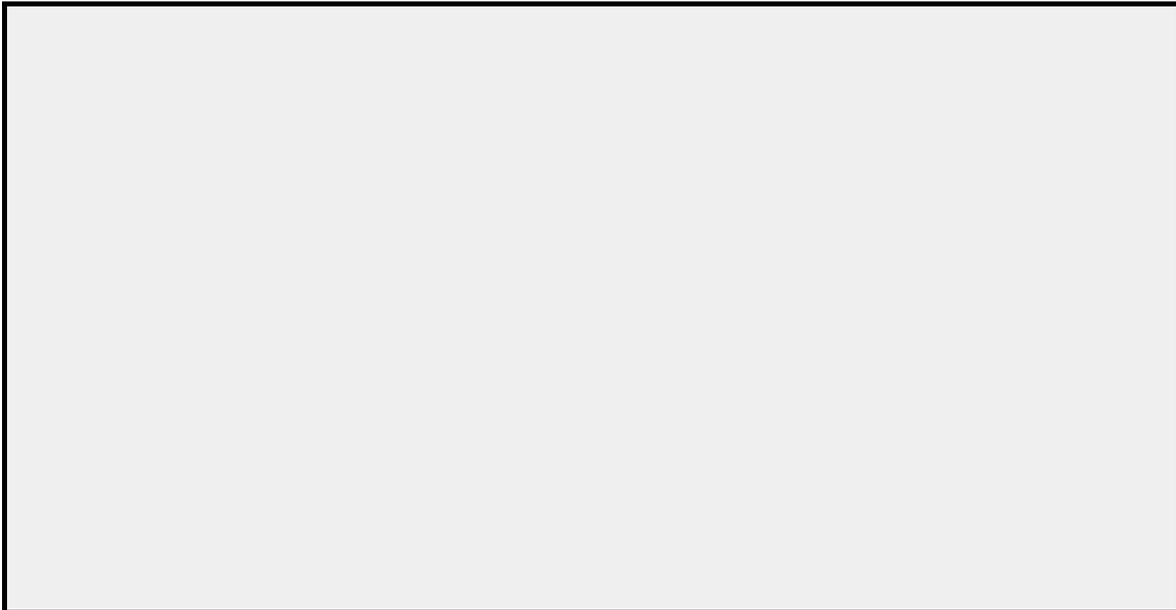


（評価できない点）



問6 都道府県制度改革の視点等（自由記載）

今後、都道府県制度改革にあたっての視点等について、お考えを自由に記載してください。



質問は以上です。ご協力頂きまして、ありがとうございました。

道州制等に関する商工会議所、商工会アンケート調査票

回答期日

平成25年6月12日(水)

提出先

以下の2つのアドレス宛にご提出下さい。

akiko.arimoto@pref.hyogo.lg.jp

koikiqyosei@pref.hyogo.lg.jp

お願い事項

調査結果については、集計処理のうえ、兵庫県「今後の広域行政体制のあり方研究会」の中間報告書にて、公表させていただきます。なお、回答内容が、個人が特定されるような形で外に出ることはございません。

留意事項

のセルに入力してください。

数字による回答は全て半角で入力してください。

行を増やしたりしないでください。セルの幅を変えるのは結構です。

「集計用」シート及び「コード」シートは、入力や削除をしないでください。

調査表の提出について

次のとおり名前を変更して電子メールで御提出ください。

ファイル名： 商工会議所・商工会の場合 「 商工会議所・商工会.xls」

メール件名： 商工会議所・商工会の場合 「 商工会議所・商工会道州制意識調査」

調査回答者

商工会議所・商工会名	<input type="text"/>
回答者名	<input type="text"/>

問い合わせ先

所 属	<input type="text"/>
氏 名	<input type="text"/>
電 話 番 号	×××-××××-×××××
メ ー ル	<input type="text"/>

「道州制基本法案（骨子案）」で議論されている「道州制」について

問1 道州制導入への期待

道州制を導入することについて、どのような点に期待されますか。該当するものをすべて選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 道州制の導入で基礎自治体（市町村）の権限が増大し、地域の活性化に繋がる	<input type="checkbox"/>
2 国からの権限移譲により東京一極集中が是正され、多様な地域が創造される	<input type="checkbox"/>
3 道州制の導入（国・都道府県・市町村 道州・基礎自治体）により、行政改革が進む	<input type="checkbox"/>
4 道州制の導入により、道州間競争が促進され、地域の個性的な取組が進められる	<input type="checkbox"/>
5 期待しない（できない） 問1 - 2にお進み下さい	<input type="checkbox"/>
6 その他（下記記載欄に内容記載）	<input type="checkbox"/>
その他の内容	
<input type="text"/>	

問1 - 1 道州制導入に期待する点を実現するために必要なこと

問1で選ばれた点を実現するために必要と思われる項目について、どのようにお考えですか。該当するものをすべて選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 道州や基礎自治体における施策の重点化	<input type="checkbox"/>
2 道州や基礎自治体における地域特性を活かした経済の活性化	<input type="checkbox"/>
3 道州や基礎自治体における権限・責任（財源・税源）の強化	<input type="checkbox"/>
4 道州制の導入後も、道州等による基礎自治体（市町村）をサポートする仕組み	<input type="checkbox"/>
5 その他（下記記載欄に内容記載）	<input type="checkbox"/>
その他の内容	
<input type="text"/>	

問1 - 2 道州制導入に期待しない（できない）理由

問1で5と回答された方にお尋ねします。道州制導入について、どのような点に期待しない（できない）とお考えですか。該当するものをすべて選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 国が権限を離さないから	<input type="checkbox"/>
2 基礎自治体（市町村）に実力がないから	<input type="checkbox"/>
3 道州に期待が持てないから	<input type="checkbox"/>
4 地域間格差が拡大する懸念があるから	<input type="checkbox"/>
5 その他（自由記載）	<input type="checkbox"/>
<input type="text"/>	

問2 道州制導入への不安

道州制を導入することについて、どのような点を不安に思われますか。該当するものをすべて選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 道州内で、州都集中や地域間格差の拡大が生じる	<input type="checkbox"/>
2 東京など大都市圏と地方圏との経済・財政格差の拡大が生じる	<input type="checkbox"/>
3 地域住民の声が届きにくくなり、行政が遠くに感じる（住民自治が機能しない）	<input type="checkbox"/>
4 市町合併から日が浅く、新たな統治の仕組みの導入は、地域での混乱が生じる	<input type="checkbox"/>
5 国の出先機関が肥大化するだけ、道州や基礎自治体の権限や自由度拡大が期待できない	<input type="checkbox"/>
6 不安はない（不安に思う必要はない）	問2 - 2にお進み下さい
7 その他（下記記載欄に内容記載）	<input type="checkbox"/>

その他の内容

問2 - 1 道州制導入への不安を解消するために必要なこと

問2で選ばれた不安を解消するために必要と思われる項目について、どのようにお考えですか。該当するものをすべて選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 基礎自治体（特に合併市町）に配慮した補完の仕組みの構築	<input type="checkbox"/>
2 州都周辺地域と州都から離れた地域の双方が発展できる補完の仕組みの構築	<input type="checkbox"/>
3 道州等の新たな統治機構の構築には、地域住民の意見がしっかり反映される十分な協議	<input type="checkbox"/>
4 道州等の新たな統治機構による運営には、地域住民の意見が届くような仕組みづくり	<input type="checkbox"/>
5 道州や基礎自治体で自由に意思決定できる権限と財源、人材の十分な移譲	<input type="checkbox"/>
6 その他（下記記載欄に内容記載）	<input type="checkbox"/>

その他の内容

問2 - 2 道州制導入に不安はない（不安に思う必要はない）理由

問2で6と回答された方にお尋ねします。道州制導入について、どのような点で不安はない（不安に思う必要はない）とお考えですか。該当するものをすべて選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 市町合併により、基礎自治体（市町村）の行政体制の機能は強化されているから	<input type="checkbox"/>
2 より一層の市町村合併が進み、行財政改革の推進が期待できるから	<input type="checkbox"/>
3 道州で大筋を決定し、基礎自治体と連携することが期待できるから	<input type="checkbox"/>
4 地域間格差の懸念があるものの、地域全体の底上げが図られるから	<input type="checkbox"/>
5 その他（下記記載欄に内容記載）	<input type="checkbox"/>

その他の内容

問3 都道府県の廃止に伴う基礎自治体への事務移譲への対応

道州の設置による都道府県の廃止に伴い、骨子（案）では「住民に身近な事務は都道府県から基礎自治体へ大幅に承継」することとされておりますが、その場合、現行の貴団体が所属する自治体の規模についてどのようにお考えですか。該当するものを1つだけ選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

「都道府県から基礎自治体に承継される事務」とは、現在、政令市で行われている程度の事務を想定（児童相談所の設置、保健所の設置、土地区画整理組合の設立認可、産業廃棄物処理施設の設置許可、保育所の設置認可等）

1 現行の市町の規模が適切		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2 現状の市町の規模では不適切	問3 - 1にお進み下さい	
3 現時点では不明	問3 - 1にお進み下さい	

問3 - 1 都道府県の廃止に伴う基礎自治体の合併について

問3で2、3と回答された方にお尋ねします。その場合、近隣市町と合併を行い、団体規模を拡大する必要が有ると考えますか。該当するものを1つだけ選択してください。

番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 積極的に合併を進めるべき	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2 合併には消極的であるが、進めざるを得ない	
3 これ以上合併を進めるべきではない	
4 その他（下記記載欄に内容記載）	
その他の内容	
<input type="text"/>	

問4 平成の大合併に対する評価

平成11年以降に市町合併をした市町の方のみお答え下さい。平成の大合併によって、貴団体においてどのような変化が生じた（または今後生じる）とお考えですか。該当するものをすべて選択してください。番号の項目欄に「1」を入力してください。

1 専門職員の配置・充実、専門部署の新設などの組織・機構の充実	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2 住民サービスの充実	
3 広域的なまちづくりの推進、地域資源を活かした広域的な地域活性化	
4 職員配置の適正化や公共施設の統廃合など、行財政の効率化	
5 住民の行政に対する意識の向上	
6 周辺部の旧市町の活力喪失	
7 住民の声が届きにくくなっている	
8 住民サービスの低下	
9 旧市町村地域の伝統・文化、歴史的な地名などの喪失	
10 その他（下記記載欄に内容記載）	
その他の内容	
<input type="text"/>	

質問は以上です。ご協力頂きまして、ありがとうございました。